

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 有限会社小松電器
法人番号: 2040002022152
住所: 千葉県船橋市本町1丁目13番10号
2. 指名停止措置期間: ①別表第2 3イ 令和4年12月2日から令和5年3月1日まで(3カ月)
②別表第2 4イ 令和4年12月2日から令和5年3月1日まで(3カ月)
3. 指名停止措置の範囲: ① 本院及び関東地方測量部管内
② 関東地方測量部管内を除く全国
4. 事実概要:

有限会社小松電器の代表役員等(元代表取締役)は、代表取締役だった令和元年7月～令和2年9月にかけて、独立行政法人国立病院機構が運営する下志津病院の設備工事などをめぐり、同社が受注できるよう同病院の当時の企画課長に働きかけ、その謝礼として約100万円相当の旅行代などを供与したとして、令和4年5月11日、贈賄容疑で警視庁に逮捕された。また、令和元年7月～令和3年11月にかけて、同社が事務用品納入契約を受注できるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの当時の係長に働きかけ、その謝礼として約220万円相当の飲食代や現金などを供与したとして、令和4年6月3日、贈賄容疑で警視庁に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である有限会社小松電器の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号イ及び第4号イ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1～2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 2カ月以上6ヶ月以内 1カ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 1カ月以上3ヶ月以内
5～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)